

諮問日：平成28年2月2日（平成27年度（最情）諮問第21号）

答申日：平成28年10月11日（平成28年度（最情）答申第28号）

件名：裁判所法の一部を改正する法律（平成16年法律第163号及び平成22年法律第64号）に関する議員への説明等の文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「裁判所法の一部を改正する法律（平成16年法律第163号）及び裁判所法の一部を改正する法律（平成22年法律第64号）に関する、①議員への説明、②趣旨説明、③想定問答、④答弁書及び⑤国会審議録」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成27年11月10日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。
- 2 平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）別表12項によれば、本件開示申出文書は、国会審議文書として10年間保存されることになっている。

また、平成22年3月30日付け最高裁秘書第000867号事務総長依命通達「内閣総理大臣への司法行政文書の移管に関する事務の取扱いについて」別表

9項によれば、国会答弁に関する文書及び国会提出に関する文書は、歴史資料として重要な公文書等として内閣総理大臣に移管すべき司法行政文書であるとされている。

したがって、最高裁判所が本件開示申出文書を一切作成したことがないとはいえない。

また、最高裁判所が所管省庁等から本件開示申出文書を取得していた場合、それは内閣総理大臣に移管すべき司法行政文書に該当する以上、その全部を廃棄した上で内閣総理大臣には一切移管しないとする事は許されない。

よって、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 一般に、本件開示申出文書のうち①から③までの各文書については、裁判所は、国会に対する法案提出権を有していないため、国会における法案審議等において、裁判所が作成することは想定されていない。また、④の文書は、国会法74条に基づく各議院の議員の内閣に対する質問に対する内閣の答弁を記載した書面を指すものと解されるから、裁判所が作成することはなく、⑤の文書も、各議院が作成するものであって、裁判所が作成することはない。

もともと、裁判所に関連する法案審議等の際には、当該法案を所管する省庁等からこれらの文書を参考資料として取得することはある。そこで、平成16年法律第163号及び平成22年法律第64号に関する法案審議等において、当該各法案を所管する省庁等から取得した可能性のある①から⑤までの各文書を探索したものの、その存在がいずれも確認できなかった。

- 2 仮に、最高裁判所において、平成16年法律第163号及び平成22年法律第64号に係る想定問答等を作成していたとしても、これらの法律に関する事務を担当していた可能性のある事務総局関係部局のキャビネットを探索し、また、文書管理システムで検索を行ったものの、当該文書は見つからなかったものであり、最高裁判所において、これらの文書は、現在、保有していない。

なお、平成16年法律第163号に係る法案審議が行われていた当時（法案提出は平成16年10月12日、衆議院本会議の議決日は同年11月30日、参議院本会議の議決日は同年12月3日）に実施されていた平成13年3月7日付け最高裁秘書第90号事務総長依命通達「最高裁判所司法行政文書取扱要領について」の別表第2には、小分類「外部対応」、標準ファイル名「国会」、保存期間「5年」との記載があることからすれば、仮に想定問答等を作成し、保存していた場合であっても、5年の保存期間の経過により、廃棄されたものと考えられる。また、平成22年法律第64号については、議員立法であることや、平成22年11月24日に法案が提出され、そのわずか2日後の同月26日に成立したという経緯からすれば、裁判所は、同法に関する想定問答等を作成しなかったものと推測される。

- 3 よって、裁判所において本件開示申出文書を保有していないことから、不開示とした原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-----------------------|
| ① | 平成28年2月2日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月9日 | 苦情申出人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同年3月7日 | 審議 |
| ⑤ | 同年6月22日 | 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ | 同年7月8日 | 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同月11日 | 審議 |
| ⑧ | 同年9月30日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出文書は、裁判所法の一部を改正する法律（平成16年法律第163号）及び裁判所法の一部を改正する法律（平成22年法律第64号）に関

するもので、①議員への説明、②趣旨説明、③想定問答、④答弁書及び⑤国会審議録である。最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書は存在しないと説明しているから、その存否について検討する。

2 委員会庶務に調査させたところによれば、平成16年法律第163号及び平成22年法律第64号は、いずれも、裁判所法のうち、司法修習生の給与又は修習資金に関する規定の改正に係る法律である。また、苦情申出人が本件開示申出文書について開示申出をしたのは、管理通達の別表（司法行政文書の保存期間基準）の事項12に「国会における審議等に関する事項」とあり、その業務に係る司法行政文書の類型として「国会審議文書」が、具体例として「議員への説明、趣旨説明、想定問答、答弁書、国会審議録」が定められ、その保存期間が10年とされているためであると解される。

3 この点に関して、最高裁判所事務総長は、次のとおり説明する。

一般に、本件開示申出文書のうち、議員への説明、趣旨説明及び想定問答は、裁判所が、国会に対する法案提出権を有していないため、国会における法案審議等において、裁判所が作成することは想定されていない。また、答弁書は、国会法74条に基づく各議院の議員の内閣に対する質問に対する内閣の答弁を記載した書面を指すものと解されるから、裁判所が作成することはなく、国会審議録も、各議院が作成するものであって、裁判所が作成することはない。もっとも、裁判所に関連する法案審議等の際には、当該法案を所管する省庁等からこれらの文書を参考資料として取得することはある。

上記説明については、裁判所が法案提出権を有していないことからすると、法案審議に関する法案に関する議員への説明、趣旨説明及び想定問答を作成することが一般的にはないという点においては、特段不合理とは考えられない。また、国会審議録を作成することはないという点も当然である。答弁書については、その文言上、上記説明のように、管理通達別表に掲げられているものが国会法74条に基づく質問に対する答弁に係るものだけを指すとは解し難いも

のの、法案審議に関する答弁書又はそれに類する文書を裁判所において作成することはないという点においては、上記の想定問答等と同様と考えられる。

もっとも、裁判所に関連する法案が審議される場合に、最高裁判所が、法案に関連する事項について国会議員に説明したり、国会に対して出席説明をしたりする（国会法72条2項参照）こともあり得ることからすると、議員への説明、想定問答及び答弁書に該当する文書を作成することが全くあり得ないとはいえないと考えられる。

- 4 そこで、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないとする最高裁判所事務総長の説明の当否について検討すると、同説明によれば、事務を担当していた可能性のある事務総局関係部局のキャビネットを探索し、また、文書管理システムで検索を行ったものの、他の省庁から取得したものも含め、本件開示申出文書に該当する文書は見当たらなかったというのであり、その探索方法は、不合理とはいえない。

また、文書の管理に関する例規に照らしてみても、平成16年法律第163号に係る法案審議がされていた当時の通達によれば、国会に関する文書の保存期間は5年とされていたというのであるから、仮に上記法律の法案審議に関する本件開示申出文書を作成し、又は取得していたとしても、本件開示申出の時点においてこれらが存在していないとしても、何ら不合理ではない。他方、平成22年法律第64号の法案審議に関する本件開示申出文書を作成し、又は取得していたとすると、その保存期間は、当初5年とされていたものの、平成25年1月1日の管理通達の実施により10年となったと解されるが、最高裁判所事務総長の説明によれば、2日間で成立に至ったという同法案の審議の経緯に照らせば、そのような文書は作成されていなかったと考えられるというのであり、上記説明が不合理ともいえない。

そうすると、最高裁判所において、本件開示申出文書を保有していないものと認められる。

- 5 以上のとおりであるから，本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした原判断については，最高裁判所においてこれを保有していないと認められるので，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人